

# 訪日ツアー向け宿泊助成事業事務局運営業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 業務の概要

### (1) 業務の名称

訪日ツアー向け宿泊助成事業事務局運営業務

### (2) 業務の内容

別紙訪日ツアー向け宿泊助成事業事務局運営業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

### (3) 契約期間

業務契約締結の日から令和9年（2027年）3月19日（金）までの期間とする。

ただし、今回の企画提案にあたっては令和9年3月19日の事業完了までの企画を募集するが、当初の業務委託契約期間は契約日から令和8年3月31日までを1期として一旦終了し、第2期の業務委託契約を令和8年4月1日～令和9年3月19日までを同事業者による継続契約を想定している。

### (4) 予定価格

本業務の予定価格は、9,000,000円（消費税および地方消費税を含む）以内とする。

ただし、第1期（契約日から令和8年3月31日）は500,000円、第2期（令和8年4月1日～令和9年3月19日）は8,500,000円となる。

## 2. 参加資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者とします。

### (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

### (2) 次のいずれかに該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

エ 役員等（企画提案に参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から本業務の取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

オ 企画提案に参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における個人

カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

## 3 企画提案の実施手順

### (1) 実施要領等の交付

#### ア 交付期間

令和8年（2026年）3月16日（月）17時まで

#### イ 交付方法

下記に示す場所における交付、びわこビジターズビューロー『滋賀県観光情報』ウェブサイト（法人・学校、エージェント版）のTopicsからダウンロードいずれでも可。

滋賀県観光情報ウェブサイト：<http://www.biwako-visitors.jp/corp/>

#### ウ 交付場所

公益社団法人 びわこビジターズビューロー

〒520-0806 滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが21 (6階)

Tel : 077-511-1535 Fax : 077-526-4393

Mail:oka@biwako-visitors.jp、[tachibana-kumi@pref.shiga.lg.jp](mailto:tachibana-kumi@pref.shiga.lg.jp)

※メールについては記載の両方に送付してください。

### (2) 質問の受付および回答

#### ア 質問の受付期間

実施要領等の交付開始から令和8年(2026年)3月10日(火)17時まで

#### イ 受付方法

質問は、電子メールによる書面にて行うこと。様式等は問わないが、質問者および質問内容は明確にすること。なお、電話および口頭による問合せは受け付けない。

#### ウ 提出先

「3(1)ウ」に同じ

#### エ 質問に対する回答

期間中に提出された質問を取りまとめて、令和8年(2026年)3月13日(金)17時までに、申込者全員に電子メールにて回答する。

ただし、質問内容によっては回答しない場合がある。また質問者に関する情報は回答に含めない。

### (3) 企画提案書等の提出

企画提案への参加希望者は、「訪日ツアー向け宿泊助成事業事務局運營業務委託公募型プロポーザル企画提案書作成要領」(以下、「企画提案書作成要領」という。)、および「仕様書」に基づき企画提案書と経費見積書(様式任意)を作成し提出すること。

#### ア 提出期限

令和8年(2026年)3月17日(火)17時まで

#### イ 提出方法

##### ①正本1部、副本5部

持参(平日の午前9時から午後5時まで)または郵送による。郵送の場合は、差し出しおよび受領の方法が残る方法(簡易書留郵便など)を用いること。

※期限に遅れた場合は、いかなる場合も失格とする。

※企画提案書については、「企画提案書作成要領」に基づき、任意の様式にて各者1案を作成し、提出すること。

##### ②電子データ

正本の企画提案書の電子データをPDF形式で提出すること。

#### ウ 提出先

「3(1)ウ」に同じ

### (4) 審査

#### ア 審査概要

公益社団法人びわこビジターズビューローが設置する審査会において、企画提案書の内容を審査し、最も優秀と認められる提案者を業務委託候補者に選定する。審査は、「審査基準」を総合的に勘案し、評価点の高い者から順に当該事業の業務委託候補者に選定する。なお、評価の総合点が満点の6割に満たない者は、契約予定者とししない。

結果は参加者全員に、各自の採否の結果のみ通知する。審査内容及び点数等については原則公表しない。

#### イ 審査基準

1 基本要件（参加者評価）		
実施体制	事業の目的を達成するために十分な人員体制を有し、業務期間中、確実に事業を実施できる体制となっているか。	10 点
	企画提案を効果的に実施できる技能等を有するスタッフが配置され、必要に応じて第三者との連携体制が整っているか。	
業務実績	本事業に類する事業に対し、十分な実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を当事業に生かされることが期待できるか。	10 点
2 企画提案事項		
補助金交付事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務目的や内容を理解したうえで、参画申込み受付、審査補助、実績報告確認、支払処理等を一貫して適切に実施できる提案となっているか。</li> <li>・ 事務処理の正確性・迅速性を確保する具体的な手法が示されているか。</li> <li>・ 書類不備や問い合わせ対応等に対する実務的な対応方法が具体的に示されているか。</li> <li>・ 制度の広報・周知先の調査手法や広報・周知方法が具体的に示されているか。</li> </ul>	30 点
訪日ツアー参加者の旅行動態や属性等の分析・今後の訪日誘客施策の検討に関する調査報告書の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務目的や内容を理解したうえで、訪日ツアー参加者の旅行動態や属性等を把握するための調査手法が適切かつ具体的であるか。</li> <li>・ データ収集方法や分析視点が、本事業の目的に沿った内容となっているか。</li> <li>・ 収集したデータをもとに、傾向や課題を的確に整理・分析できる提案となっているか。</li> <li>・ 調査結果や分析内容を、行政および関係事業者が理解しやすい形で整理・報告する工夫がなされているか。</li> <li>・ 今後の施策検討や事業改善に活用可能な示唆が盛り込まれているか。</li> </ul>	30 点

経済性	見積価格は適正であるか。	10点
企画全体	活発な訪日旅行需要を滋賀県への誘客に迅速に繋げる内容となっているか。	10点
合計		100点

※点数は委員一人あたりの配点

#### 4. 契約予定者の決定方法

審査会において、審査基準に基づき企画提案書等の審査を行い、本業務の候補者を決定する。

ただし、採用が決定した者が年度途中で業務を遂行することができなくなった場合、あるいは業務を行う能力がないと認められた場合は、次点以降の者から順次、候補者とする場合がある。

#### 5. 契約に関する基本的事項

##### (1) 契約締結までのスケジュール

候補者の決定後、速やかに契約を締結する。

##### (2) 提案内容の修正等

本提案書は、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、内容、経費等については、再度調整を行った上、契約を締結する。採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

##### (3) 決定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、決定を取り消すことがある。

- ア 応募者が2の参加資格の要件を満たすと偽った場合または参加資格を満たさなくなった場合
- イ 仕様書に記載する要件を満たさないことが判明した場合
- ウ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- エ 滋賀県による交付決定が得られない場合

#### 6. その他

- (1) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は不可とする。
- (2) 企画提案書等、提出された書類に必要な事項がすべて記載されていない場合、必要な要件をすべて満たしていない場合は失格する場合がある。
- (3) 公正な審査を妨害する恐れがあるあらゆる行為を禁止する。
- (4) 企画提案書の作成、提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 本プロポーザルにおいて提出された企画提案書は、審査に係る事務処理に必要な範囲でのみ使用するものであり、行政文書として保存せず、当該事務処理終了後は適正に廃棄する。

#### 7. 問合せ先

公益社団法人 びわこビジターズビューロー 海外誘客部（担当：岡）  
〒520-0806 滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが21（6階）  
Tel：077-511-1535 Fax：077-526-4393

メールアドレス：[oka@biwako-visitors.jp](mailto:oka@biwako-visitors.jp)

[tachibana-kumi@pref.shiga.lg.jp](mailto:tachibana-kumi@pref.shiga.lg.jp)

※メールについては記載の両方に送付してください。

様式1

令和 年 月 日

公益社団法人びわこビジターズビューロー  
会長 川戸 良幸 様

所在地

法人名

代表者氏名

㊞

訪日ツアー向け宿泊助成事業事務局運営業務  
企画提案書

標記事業の業務委託に関する公募型企画提案について、別紙のとおり企画提案します。

## 誓 約 書

公益社団法人びわこビジターズビューロー 会長 宛

私は、下記の事項について誓約します。

なお、(公社)びわこビジターズビューローが必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

### 記

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
  
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

令和 年 月 日

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所 \_\_\_\_\_

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

[代表者の生年月日・性別]

生 年 月 日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 性別 (男・女) \_\_\_\_\_